

議会だより



写真は川俣小学校の新1年生

平成29年度当初予算(骨格予算)を
可決(3月定例会)..... 2

予算常任委員会審査報告	4
町の課題を問う(一般質問)	10
新議員・各委員会の構成紹介	15
町民の声	16

予算を可決

一般会計 88億4,200万円



3月議会定例会

※「骨格予算」を予算常任委員会で集中審議

佐藤町政による「政策的経費」の速やかな計上を求める

平成29年第2回議会定例会は、

3月9日から27日までの19日間の会期で開催され、条例の制定及び改正、平成28年度補正予算、町道路線の認定、平成29年度各会計当初予算などについて審議しました。

特に、当初予算の審査については、予算常任委員会に付託し、集中的に審議し報告書を取りまとめました。（報告書の内容は4、5ページをご覧ください）

当初予算は、町長選挙実施のため、政策的な経費を除く義務的、経常的経費を中心とする「骨格予算」と呼ばれる予算となりました。佐藤町長の意向を酌んだ政策的経費の速やかな補正予算計上を求め、平成29年度各会計予算13件を可決しました。

一般質問は5人が登壇し、佐藤町長の施政方針や町政の諸課題について当局の考えを質しました。

※「骨格予算」…首長の改選時期、選挙時期であることなどを理由に、政策的な議論が必要な経費を除き、人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

当初予算に関する討論

一般会計予算

反対 繊維工業試験場跡地に対する土地借

地料については、現在、空地で何にも使っていないのにもかかわらず、骨格予算として今回も計上されている。4年分を合わせれば1千万円を超えるお金をただ支払うような予算に反対する。

（遠藤宗弘議員）

賛成

予算常任委員会委員長が可決すべきものとして報告したとおり、予算に賛成する。

（高橋清美議員）

介護保険特別会計

反対 原発事故以降取り組まれてきた介護

保険の1割減免の廃止など、実質的に保険料の引き上げであるので反対する。

（石河清議員）

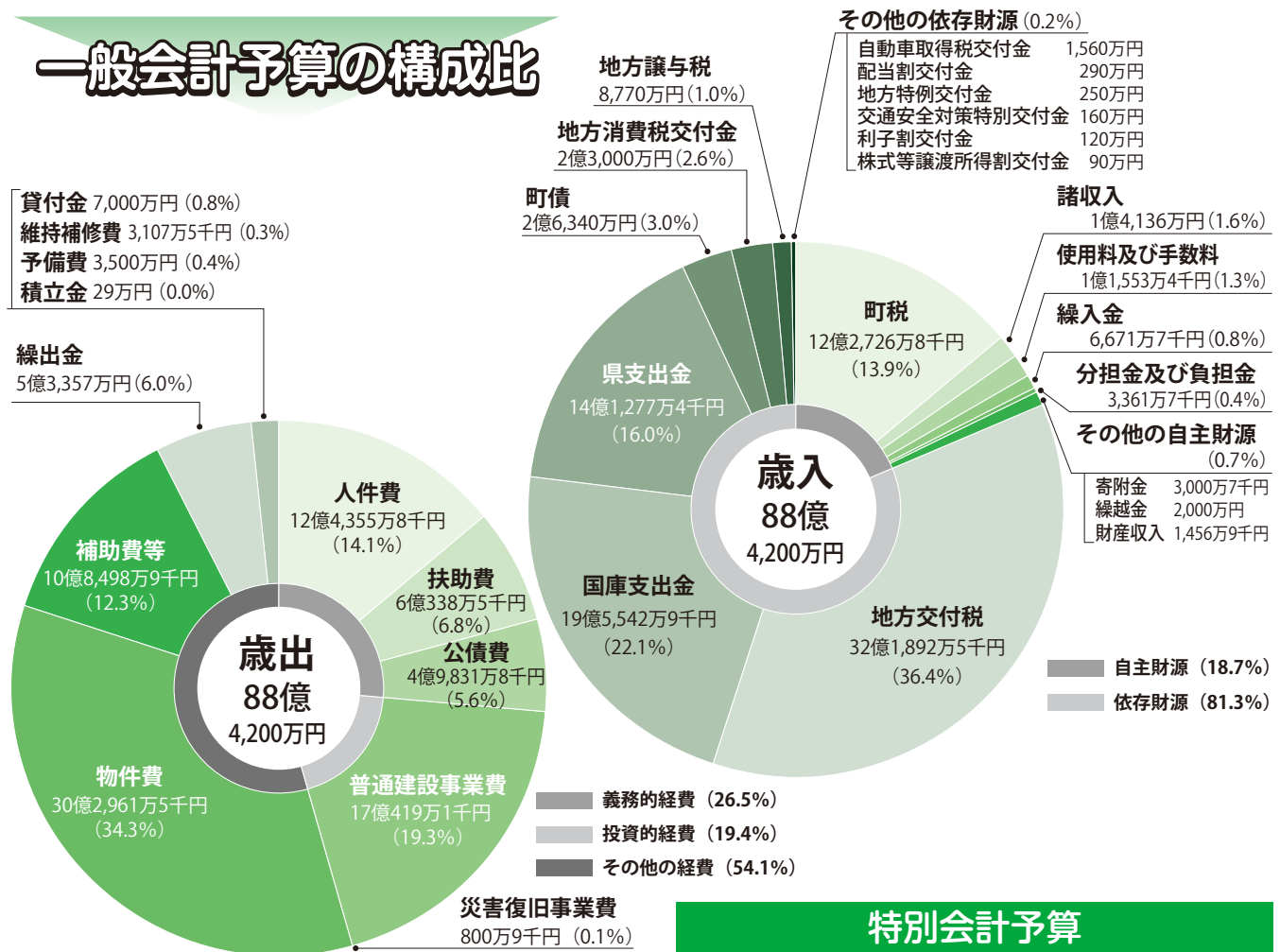
賛成

予算常任委員会委員長が可決すべきものとして報告したとおり、予算に賛成する。

（高橋清美議員）

平成29年度 当初

一般会計予算の構成比



特別会計予算

特 別 会 計	予 算 額
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	20億1,634万円
国民健康保険特別会計 (診療施設勘定)	1,247万2千円
介護保険特別会計	19億960万4千円
後期高齢者医療特別会計	1億7,215万8千円
簡易水道事業特別会計	1,070万5千円
奨学資金特別会計	2,280万5千円
工業団地造成事業特別会計	1,887万8千円

特別会計予算

特 別 会 計	予 算 額
小島財産区特別会計	10,460千円
飯坂財産区特別会計	8,901千円
大綱木財産区特別会計	941千円
小綱木財産区特別会計	1,120千円
山木屋財産区特別会計	6,610千円

水道事業会計予算

区 分	予 算 額
収益的収入	水道事業収益 2億8,984万1千円
収益的支出	水道事業費用 2億7,293万6千円
資本的収入	資本的収入 ー千円
資本的支出	資本的支出 ー千円

※資本的収入・資本的支出は補正予算で予算計上を行います。

審査を行いました

平成29年度川俣町各会計予算常任委員会審査報告

- 子育て支援の拡充を評価
- 人口減少対策や定住問題、避難解除後の生業の確保、営農再開の課題を指摘し、補正予算による対応を求めた。

平成29年度の川俣町各会計予算について、予算常任委員会で審議を行いましたので、その内容を報告します。

平成29年度川俣町各会計予算常任委員会審査日程

平成29年3月9日(木)から3月24日(金)までの6日間（※休会を除く）にわたり、町の各課から説明を求め、審査し、討論、採決を行いました。

日数	月 日(曜)	時 間	審 査 課 等
1	3月9日(木)	16:10~16:29	審査日程等協議
2	3月17日(金)	10:00~15:35	企画財政課、総務課、議会事務局、会計室
3	3月18日(土)		休会
4	3月19日(日)		休会
5	3月20日(月)		休会
6	3月21日(火)	13:00~16:07	原子力災害対策課、町民税務課
7	3月22日(水)	10:00~15:37	産業課、保健福祉課、建設水道課
8	3月23日(木)	13:00~15:19	学校教育課、生涯学習課、子育て支援課
9	3月24日(金)	10:00~14:00	総括、討論、採決



予算常任委員会の審査

平成29年度 当初予算の

企画財政課

①ふるさと納税の返礼品は、企画財政課だけではなく全庁でアイデアを出すこと。

②旧繊維工業試験場跡地の賃貸借契約については、返還するまでの間、町当局の責任として町長の給与30%減額を継続すること。なお、土地の返還については早急に対応すること。

③復興会議の開催については、計画どおり必ず実施すること。

総務課

①犯罪の防止対策として町内に防犯カメラの設置を検討すること。

②議会の要望実現に努めること。

③財産区については、そのあり方について検討すること。

④避難解除後の山木屋地区地域安全パトロールは、実態に合わせて山木屋からの出発を検討すること。

⑤行政区の再編について

は、実態を把握し早急に町の方針を示すこと。

原子力災害対策課

①避難解除後の畜産について6～9か月の期間ではその影響を調査することは難しい。また、今後使用する飼料が問題なので、事業の内容を検討すること。

②再開される山木屋出張所に町職員の所長が常駐することになり、原子力災害対策課、環境省の職員は配置されない。帰還した住民の相談支援業務等に十分対応できるよう万全を期すこと。

産業課

①有害鳥獣対策は重点的に取り組むこと。

②県営一般農道整備事業（小島3期地区）は早期完成を目指し、積極的に取り組むこと。

③山林の除染は重要な課題であり、放射性物質の低減化及び汚染物質の減容化に努めること。

保健福祉課

①国保特別会計人間ドックについて、定員枠を限定しないで希望者全員が受診できるように検討すること。

②後期高齢者医療特別会計歯科口腔健診についても、対象者を限定しないで希望者全員が受診できるように検討すること。

建設水道課

①広瀬川沿いのソーラー街灯はソーラー発電の見直しを図ること。

学校教育課

①山木屋小中一貫校の屋内プールについて、安全対策を十分に行うこと。

②楽しい教室の開催は全町的に行うこと。

生涯学習課

①中央公民館ホールの音響、照明、電気技術など専門職員については、支障のないよう確保すること。

子育て支援課

①すみよし保育園入口付近の空き地を買収し、送迎の安全、利便性を確保すること。

②すみよし保育園内の設備改善など環境整備を図ること。

まとめ

平成29年度の当初予算は政策的経費を除いた骨格予算となっており、4月当初から実施する必要最小限の事業費のみが計上された。

山木屋地区の避難指示解除は平成29年3月31日と決定し、復興創生期間2年目となる予算編成であるが、人口減少対策や定住問題、避難解除後の生業の確保や営農再開など様々な課題が明らかになった。

一方、出産祝金や保育奨励金の増額など子育て支援の拡充が行われるなど評価できる施策もある。

なお、政策的経費については、速やかに臨時議会を開催し、議会に提案すべきである。

今後、予算常任委員会の意見、要望、指摘事項等に対し、「検討する」等と回答した事項については速やかに改善し、必要に応じて補正予算などで対応されるよう、当局に強く求め、平成29年度各会計予算13件は可決すべきものとする。

専決処分の承認

●東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

質問 復興については道半ばであるのに、1割減免の廃止は認められない。

(石河清議員)

答 所得制限を設けた中で減免措置を継続すること、国の支援の可能性が出てくるものであるのでご理解願います。

(副町長)

予算の補正

●一般会計補正予算

質問 ①公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料について、どういった内容で、どこまで進捗しているか。

②井戸掘削工事費だが、実績と今後の予定は。

③山木屋地区地域安全パ

トロール業務委託料が9千万円も減額になった理由は。また、避難解除後も実施するのか。

(高橋清美議員)

答 ①公共施設等の建物や、道路、橋梁などのインフラ施設について、今後の管理計画を策定するものです。現在、計画案について協議中で、決定次第、議会に報告します。

(企画財政課長)

②これまで218件の井戸を掘削し、今後は必要により予算化を検討します。

(原子力災害対策課長)

③概算による予算計上で減額は入札結果によるものです。パトロール業務は、帰還するしないにかかわらず、これまで通り実施します。(総務課長)

質問 井戸掘削事業で、水が出なかった事例も聞いているが、解決したのか。また、神社など人が集まる場所の井戸や家庭菜園などに使う井戸は対象にならないのか。

(菅野清一議員)

答 水はすべて出ている状況です。生活用飲料水の確保のための事業であり、事業所である神社や、農業用水は対象になりません。

(原子力災害対策課長)

人事案件

●副町長の選任について 福島県から出向される山田清貴氏の選任に同意しました。



やま だ きよ たか
山田 清 貴 氏

●教育長の任命について 佐久間裕晴氏の任命に同意しました。



さ く ま ひろ はる
佐久間裕晴 氏

●監査委員の選任について 佐藤嘉一氏の選任に同意しました。



さ とう よし かつ
佐藤 嘉 一 氏



請願審査に係る総務産業常任委員会の現地調査

3月定例会請願審査結果

受理番号	付託委員会	件 名	請願者住所及び氏名	紹介議員名	審査結果
1	総務産業常任委員会	町道の認定と整備改良に関する請願書	川俣町飯坂字昼曾根45 佐藤 芳明 ほか50名	高橋 道弘 高橋 清美	採択

3月定例会陳情審査結果

受理番号	付託委員会	件 名	陳情者住所及び氏名	審査結果
1	総務産業常任委員会	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	福島県伊達市保原町字舟橋180 日本労働組合総連合会 福島県連合会伊達地区連合会 議長 高橋 誠一	採択

3 月 定 例 会 審 議 結 果 (平成29年3月9日～27日)

議 案	件 名	審 議 結 果
第2号	専決処分の報告及びその承認について (専決第2号 平成28年度川俣町一般会計補正予算(第7号))	承認(全会一致)
第3号	専決処分の報告及びその承認について (専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成29年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例)	承認 (賛成8・反対2・欠席1)
第4号	川俣町原子力災害復興基金条例	可決(全会一致)
第5号	山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例	可決(全会一致)
第6号	川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第8号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第9号	川俣町税条例等の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第10号	川俣町介護保険条例の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第11号	川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第12号	山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例	可決(全会一致)
第13号	町道路線の認定について	可決(全会一致)
第14号	平成28年度川俣町一般会計補正予算(第8号)	可決(全会一致)
第15号	平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決(全会一致)
第16号	平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決(全会一致)
第17号	平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決(全会一致)
第18号	平成28年度川俣町水道事業会計補正予算(第3号)	可決(全会一致)
第19号	平成29年度川俣町一般会計予算	可決(賛成9・反対2)
第20号	平成29年度川俣町国民健康保険特別会計予算	可決(全会一致)
第21号	平成29年度川俣町介護保険特別会計予算	可決(賛成9・反対2)
第22号	平成29年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算	可決(全会一致)
第23号	平成29年度川俣町水道事業会計予算	可決(全会一致)
第24号	平成29年度川俣町簡易水道事業特別会計予算	可決(全会一致)
第25号	平成29年度川俣町奨学資金特別会計予算	可決(全会一致)
第26号	平成29年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算	可決(全会一致)
第27号	平成29年度川俣町小島財産区特別会計予算	可決(全会一致)
第28号	平成29年度川俣町飯坂財産区特別会計予算	可決(全会一致)
第29号	平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算	可決(全会一致)
第30号	平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算	可決(全会一致)
第31号	平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算	可決(全会一致)
第32号	副町長の選任について	同意(全会一致)
第33号	教育委員会教育長の任命について	同意(全会一致)
第34号	監査委員の選任について	同意(全会一致)

3月定例会における議員提案は意見書5件、決議1件で、 それぞれ関係機関に意見書、要望書を送付しました。

原発事故自主避難者に対する 住宅支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年目を迎えたが、今なお9万人近い人々が全国47都道府県で不安な避難生活を送っている。

政府は一昨年、災害救助法の適用によって実施してきた自主避難者(区域外避難者)に対する借り上げ住宅等の無償提供を本年3月限りで打ち切ることを選定した。打ち切り対象世帯は12,500世帯32,300人といわれ、本町においても86世帯212人を数えている。

しかし、期限が今月末に迫った今も、対象者の実態把握は途上にあり、支援策についても対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者の要請に応えるものとはなっていない。

自主避難者にとって住宅は、最も基本的な生活の基盤である。自助努力で避難生活をつないでいる一人親避難者にとっては、唯一の命綱である。これを打ち切るとは直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来をも断ち切りかねない。

このような状況のなか、避難者を受け入れている山形県や新潟県、そして山形市、米沢市など多くの自治体からも支援継続の声が寄せられている。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者生活支援法」は、被

災者一人ひとりが自らの意思で居住・移動・帰還の選択を行うことができるように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援すること」をうたっている。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく制度の確立によってなされるべきである。

よって本議会は、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 政府は、福島第一原発事故被災者の置かれている現状把握及び支援策遂行のいずれもが途上にあることに鑑み、本年3月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回、もしくは凍結すること。
 - 2 政府は「原発事故子ども・被災者生活支援法」を尊重し、抜本的、継続的な住宅支援制度を早急に確立すること。
 - 3 政府は、避難指示区域内外を問わず避難当事者の意見を十分に聴取し、支援策に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様 財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 高市 早苗 様 文部科学大臣 松野 博一 様
経済産業大臣 世耕 弘成 様 復興大臣 今村 雅弘 様

福島県伊達郡川俣町議会

東京電力福島第二原子力発電所の 全基廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本町に甚大な被害を及ぼし、廃炉や放射性廃棄物の最終処分など未だ収束の目途が立たず、多くの町民が放射能への不安や精神的苦痛のなかで暮らしている。

この間、本町では除染や復興計画など取り組んでいるが、昨年11月22日の福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、本県を始めとする茨城、栃木の3県において震度5弱を観測した。東京電力福島第一及び第二原子力発電所には最大で1.6メートルの津波が押し寄せ、福島第一原子力発電所においては、放射性物質の流出を抑える「シルトフェンス」が損傷するなど、津波対策の脆弱さが露呈された。また、福島第二原子力発電所3号機においては、使用済み燃料プールの水温が0.2度上昇する事態に陥った。幸いにも、水漏れや放射性物質の漏洩はなかったものの、その後も続く余震と、東日本大震災時の原子力発電所事故を彷彿させる不安な生活を余儀なくされている。

本町議会は、平成23年3月22日付「東京電力福島第一原子力発電所原発事故に対する意見書」をはじめ、これまでに、福島第一原子力発電所事故の早期収束、損害賠償や安心安全を求める意見書を国へ提出しているところである。

国や原子力規制庁は廃炉について、第一義的には事業者である東京電力の判断としているため、未だ廃炉の見通しが立っていない。東日本大震災後から繰り返される原子力発電所のトラブルや情報隠しによって、本県や本町の風評払拭や復興の取組みにとって福島第二原子力発電所の全基廃炉は不可欠なものである。

よって、国においては、未定となっている福島第二原子力発電所の全基廃炉を国の責任において早急に実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

平成29年3月27日

衆議院議長 大島 理森 様 参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様 経済産業大臣 世耕 弘成 様

福島県伊達郡川俣町議会

原発事故避難者に対する住宅支援の継続及び株式会社東京電力ホールディングスの賠償に対する指導を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、川俣町全体が大きな被害を受け、特に、山木屋地区住民は一方的に住み慣れた故郷から避難を強いられている。

住民は家族や親類とも離れ、町内外で過酷な避難生活を送りながら、今後の暮らしをどうしていくのかを決めることのできない状態が続き、避難生活は6年を迎えたところである。

山木屋地区に出されていた避難指示は今月末をもって解除されるが、生活再建や線量など帰還に当たり不安や心配は大変大きく、多くの方々は、戻るのか戻らないのかを悩んでいる。

避難指示解除は復興の出発点に過ぎない。原発事故によって失われた「日常」を取り戻し、復興や生活再建を確実なものとするためには、これまでの取組みに加え、解除後の支援や対策が極めて重要であり、町議会としては、町とを合わせながら、安心して帰還できるよう、一步一步であるが、前に進んでまいり所存である。

よって本議会は、山木屋地区住民の帰還及び本町の復興の加速に向けて、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 仮設住宅の供用期間について、平成31年3月まで延長すること。また、みなし仮設住宅である借上住宅の無償期間についても、同じ時期まで延長すること。
 - 2 東京電力に対して、次の事項に対して賠償するよう指導すること。
 - (1) 強制避難となった住民の家賃に対する賠償期間について、平成31年3月まで延長すること。
 - (2) 事故対応に係る本町の人件費すべてについて、公共賠償の対象とすること。
 - (3) 町が避難区域以外の町民に支出した災害見舞金について、公共賠償の対象とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

平成29年3月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様 財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 松野 博一 様 経済産業大臣 世耕 弘成 様
復興大臣 今村 雅弘 様

福島県伊達郡川俣町議会

議 員 提 案

福島県最低賃金の引き上げと 早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえで、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの9年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、川俣町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度をめどに引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って相応の引き上げを行なうこと。
 2. 福島県の復興促進、労働人口の県外流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正をはかること。
 3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
 4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様 厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
福島労働局長 島浦 幸夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

共謀罪法案提出の見送りを求める意見書

政府は2020年東京オリンピック開催を控え、テロ行為を防止するための手段として共謀罪の今国会成立を目指し、去る21日閣議決定した。

テロ行為を未然に防止するためには国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要であるとしている。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」いわゆる「共謀罪」の新設が検討されているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされていない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であ

っても、その目的が犯罪を実行することに変化したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性があると指摘されている。

加えて、「共謀罪」は犯罪行為がなくとも「計画」するだけで処罰の対象となることから「思想・内心の自由を処罰する」として多くの憲法学者などから批判されている。

この法案は、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲を拡大するばかりか、捜査機関による監視等の範囲の拡大につながるおそれがあることも懸念されている。

よって、本町議会は、国に対し、「共謀罪」の法案提出を見送るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

衆議院議長 大島 理森 様 参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様 法 務 大 臣 金田 勝年 様

福島県伊達郡川俣町議会

原発事故避難者の家賃賠償及び 公共賠償に係る要求決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、川俣町全体が大きな被害を受け、特に、山木屋地区住民は一方向的に住み慣れた故郷から避難を強いられている。

住民は家族や親類とも離れ、町内外で過酷な避難生活を送りながら、今後の暮らしをどうしていくのか決めることのできない状態が続き、避難生活は6年を迎えたところである。

山木屋地区に出されていた避難指示は今月末をもって解除されるが、生活再建や線量など帰還に当たり不安や心配は大変大きく、多くの方々は、戻るのか戻らないのかを悩んでいる。

原発事故によって失われた「日常」を取り戻し、復興や生活再建を確実なものとするためには、御社は本件事故の責任を真摯に受け止め、次

の事項を実現すべきであり、これを強く求めるものである。

記

- 1 強制避難となった住民の家賃に対する賠償期間について、平成31年3月まで延長すること。
- 2 事故対応に係る本町の人件費すべてについて、公共賠償の対象とすること。
- 3 本町が避難区域以外の町民に支出した災害見舞金について、公共賠償の対象とすること。

平成29年3月27日

東京電力ホールディング株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己様

福島県伊達郡川俣町議会